

国税庁「定額減税特設サイト」開設のお知らせ

令和6年2月 札幌北法人会

令和6年分の所得税については、今後、税制改正に関連する法案が成立した場合、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施される見込みです。

令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」においては、令和6年6月から定額減税を実施することとし、併せて「源泉徴収義務者が早期に準備できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表する」とされていることから、次のとおり「定額減税特設サイト」が開設されましたのでお知らせいたします。

【国税庁ホームページにおける特設サイトの開設】

国税庁では、国税庁ホームページ内に「定額減税に関する特設サイト」を開設いたしました。

サイトでは、定額減税について解説したパンフレットや様式など、国税庁が提供している定額減税に関する情報を入手・閲覧できます。※最新情報は随時掲載されます。

下記特設サイトURL、QRコードまたは札幌北法人会ホームページ内にもリンクボタンを設置いたしましたので、ご確認ください。

なお、税務署主催の説明会が開催される場合など、周知させていただく予定です。

◆定額減税 特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



◆給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた（2024/1/30）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>

◆令和6年分所得税の定額減税Q & A（2024/2/16）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>